

40・50・60・70歳になる方が対象です

歯周病検診が無料で受診できます



町では、むし歯や歯周病の予防、早期発見のため、令和2年度に40・50・60・70歳になる方を対象に次のとおり歯周病検診を行っています。対象となる方には5月中にご案内の通知が届いていますので、事前に申し込みのうえ受診してください。

この機会にお口の中の健康状態をチェックしてみたいはいかがでしょうか。

- 【期 間】 6月1日（月）～11月30日（月）
 - 【場 所】 町内歯科医療機関
 - 【定 員】 先着30名
 - 【申込先】 町内歯科医療機関
 - 【持ち物】 歯周病アンケート兼問診（検診）票、医療保険証
- ▶詳しくは、役場みらい健康課（☎33-0355）までお問い合わせください。

ウミガメ保護のため一緒に活動しませんか？

6月より井田海岸のパトロールを開始！



アカウミガメの保護活動を行っている紀宝町ウミガメ保護監視員と、地域おこし協力隊で紀宝町ウミガメ公園飼育員の伊藤柊也さんは、6月1日から井田海岸のパトロールを開始します。監視員らは7月末まで定期的にパトロールを行い、ウミガメの産卵や、ふ化を見守っていきます。

土曜日の午後8時からパトロールを行っていますので、ウミガメ保護に興味がある方はパトロールに参加してみませんか。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

自分や身の回りの方の健康づくりに役立ちます

「いきいき百歳体操はじめ方講座」受講生を募集

町では、ご自身や家族、身近な人に役立つ健康講座を開催いたします。

受講された方には講座終了後に「百歳体操講座修了証」を発行します。

【日時】

- 第1回：6月22日（月）
午前10時～12時
- 第2回：令和3年3月22日（月）
午前10時～12時

- 【内 容】 体力測定、百歳体操実技体験、フレイル予防
 - 【定 員】 15名
 - 【対 象】 介護予防活動に関心・意欲をお持ちの方
※年齢・性別の制限なし
 - 【会 場】 高岡防災センター
 - 【受講料】 無料
 - 【講 師】 紀南病院 津呂橋理学療法士
 - 【申 込】 開催日までに下記連絡先へ電話
- ▶詳しくは、役場みらい健康課（☎33-0355）までお問い合わせください。

中学校卒業までの児童・生徒を養育している方へ

児童手当の現況届は6月30日までに提出を！

児童手当および特例給付（以下、「児童手当等」という。）は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

児童手当等の支給を受けている方には、6月上旬に役場福祉課から「児童手当・特例給付現況届」を送付しますので、必要事項を記入し、下記③の必要書類を添付して、6月30日（火）

までに役場福祉課に提出してください。この届の提出がないと、6月分以降の児童手当等が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【児童手当・特例給付現況届とは】

毎年6月1日現在の状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

①支給対象児童および支給額（児童1人当たりの月額）

対象児童		支給額
3歳未満		15,000円
3歳から 小学校修了まで	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。



②所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円

※扶養親族等の数が4人以上の場合の所得制限限度額は、1人につき38万円を加算します。
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円を支給します。

③現況届の手続きに必要なもの

対象者	必要なもの
受給者全員	<ul style="list-style-type: none"> • 児童手当・特例給付現況届 • 受給者本人の健康保険被保険者証の写し等（紀宝町国民健康保険被保険者証をお持ちの方は不要） • 印鑑（認印）
養育する児童と別居している方	<ul style="list-style-type: none"> • 別居監護申立書

※公務員などの共済の方は、勤務先で手続きをしてください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。